

## 建築基準法第77条の29の2に定める書類の閲覧について

建築基準法第77条の29の2に定める書類の閲覧を請求される方は、(株)ぎふ建築住宅センター(以下「センター」という。)の本社、支社及び出張所の受付窓口でその旨お伝えください。

また、電子メールにより閲覧の請求をされる方は、「建築基準法第77条の29の2に定める書類の閲覧の請求」と明記し、閲覧請求日、閲覧者住所・氏名・連絡先、閲覧する書類、閲覧目的及び希望する閲覧方法(電子メールによる閲覧を希望する場合は、メールアドレス)等を記載し、センターあて電子メールで請求してください。

センターは、請求に対し電子メール等で対応させていただきます。